

○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

平成一一年一二月二四日
条例第一〇七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例を公布する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

二十 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
イ 条例第四条の規定による知事に対して行うべき受給資格の認定に係る申請の受理	
ロ 条例第九条の規定による知事に対して行うべき受給者の住所変更等に係る届出の受理	
ハ 条例第十条の規定による報告の要求及び生活状況等に関する調査	
ニ イからハまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	